

鹿児島県手数料徴収条例施行規則（抄）

〔平成12年3月31日〕
規則第89号

鹿児島県手数料徴収条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の減免）

第2条 条例第4条又は別表第1総務部の表備考3若しくは別表第1各部局共通の表備考3の規定による手数料の減額又は免除は、次の表の左欄に掲げる手数料について、それぞれ同表の中欄に掲げる場合に行うものとし、その内容は同表の右欄に掲げるとおりとする。

手数料	減免を行う場合	減免の内容
7 条例別表第1土木部の表2の項の(1)、(2)、(2)の2及び(34)から(39)までに掲げる手数料	ア 災害により住宅を滅失、半焼、半壊したときで、その災害発生の日から6月以内に住宅を復旧するため建築し、又は大規模の修繕若しくは模様替えをする場合	免除
	イ 法令に基づく行政庁の処分により建築し、又は大規模の修繕若しくは模様替えをする場合	2分の1の減額
8 条例別表第1土木部の表2の項に掲げる手数料	鹿児島県の申請の場合	免除

2 前項に規定するもののほか、知事が特に必要と認めた場合は、手数料を減額し、又は免除する。

3 前2項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、手数料減額（免除）申請書（別記様式）を知事又は鹿児島県行政不服審査会若しくは行政不服審査法（平成26年法律第68号）第11条第2項に規定する審理員、同法第9条第1項本文に規定する審査庁若しくは同法第63条に規定する再審査庁（第1項の表1の項に掲げる手数料の減額又は免除を受けようとする場合に限る。）に提出しなければならない。ただし、その者が国又は地方公共団体であるときは、この限りでない。

附 則

略

別記様式（第2条関係）

手数料減額（免除）申請書

年 月 日

殿

申請者 住所
氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり手数料の減額（免除）を申請します。

記

- 1 減免を受けようとする手数料
- 2 減免の内容
- 3 減免を受けようとする理由